



淡路市産後ケア事業のご案内



育児の不安や疲れはありませんか？

淡路市では、出産されたお母さんと赤ちゃんの新生活を応援するため「産後ケア事業」を実施しています。出産後のお母さんの心身のケアと育児サポートをする事業です。

< 利用できる方 >

淡路市に住所がある産後1年までのお母さんと赤ちゃん(お子さまの1歳の誕生日の前日まで)

※以下の場合には利用できません

- ・医療行為が必要な場合 ・感染症にかかっている場合(疑いを含む)
- ・赤ちゃんのみの利用

< ケアの内容 >

お母さんと赤ちゃんの体調に合わせ、助産師等のスタッフから次のサービスが受けられます

- ・お母さんの心身の健康管理と産後の生活に関するアドバイス
- ・授乳のためのケア(乳房マッサージを含む)
- ・赤ちゃんの発育や発達、栄養方法の確認
- ・沐浴や授乳等育児に関する相談、指導
- ・お母さんの休息のサポート など

< 利用の内容・料金・回数等 >

事業区分	自己負担金	利用時間	利用日数	備考
宿泊型	1日あたり3,100円(食事代込み) (1泊2日の場合 6,200円) ※多胎児の場合加算 700円/日/人	1泊2日以上	7日まで	病院や助産所などの施設に 宿泊してケアを受けます
通所型	1時間あたり340円(昼食代込み) ※多胎児の場合加算 100円/時間/人	7時間程度	7日まで	病院や助産所などの施設で 日帰りでケアを受けます
訪問型	1時間あたり500円 ※多胎児の場合加算100円/時間/人	2~3時間 程度	7回まで	助産師等がご自宅を訪問し ケアを実施します。

※ 生活保護世帯の場合：自己負担金はありません。

※ 利用時間や持ち物についてはご希望の医療機関へ確認してください。

< 利用者の声 >

リフレッシュできて
元気を取り戻せた。

授乳がうまくいく
ようになった。



丁寧に話を聞いても
らえた。

もっと早く利用すれば
よかった。

< 実施施設 >

産後ケア事業利用券が使用できる病院・助産所は淡路市ホームページ 産後ケア事業をご確認ください。

検索： 淡路市 産後ケア事業

< 利用方法 >

- ① 初回利用前に窓口やWEBで淡路市産後ケア事業の申請をしてください。

産後ケア事業利用の申請はこちらから



- ② 市による審査後、産後ケア事業利用券を発行します。

※産後ケア事業の申請から産後ケア事業利用券の発行までお時間をいただくことがありますので
余裕をもち申請をお願いします。

- ③ 産後ケア事業利用券が手元に届いてから希望の病院・助産所へご予約をお取りください。
- ④ 自己負担金は産後ケア事業利用終了後に、利用された病院・助産所へ直接お支払いください。
※産後ケア事業利用申請後、健康増進課よりお電話させていただくことがあります。

< 注意 >

- 利用上限を超えた場合は全額自己負担になります。
- 利用日及び時間、持ち物等は、希望の病院・助産所へ確認してください。
- ご予約後のキャンセルについては直接予約された病院・助産所に連絡してください。
- ご家族で利用される場合は、希望の病院・助産所へ直接ご相談ください。

< 償還払い >

- ・産後ケア事業利用券使用可能な病院・助産所以外(県外等)で産後ケアを受けられた方
- ・産後ケア事業利用券を紛失された方

上記の方は償還払い手続きができますので、必要書類を添えて申請してください。

- * 申請場所 淡路市健康増進課(平日8時30分から17時15分)
- * 必要なもの 産後ケア事業利用券、施設が発行した領収書及び明細書、母子健康手帳、
振込口座がわかるもの(通帳など)、印鑑
- * 申請期日 利用後6か月以内

☆お申し込み・問い合わせ先 ☆

淡路市役所 健康増進課 (市役所1号館12番窓口)

住所: 淡路市生穂新島8番地 電話: 0799-64-2541

IP 電話: 050-7105-5039

